

## 福祉環境アドバイザー派遣事業実施要綱

### 第1 目的

北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号。以下「条例」という。）の趣旨に沿った福祉のまちづくりを促進するため、公共的施設等の整備、専門的知識を有する人材の育成、相談体制の整備などに係る相談等に対して福祉環境アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を派遣し、専門的な指導・助言等を行う。

### 第2 実施主体

実施主体は、北海道とする。

### 第3 アドバイザーの委嘱及び委嘱期間

(1) アドバイザーは、保健福祉部において各（総合）振興局単位で福祉に関する有職者等を若干名選考し、知事が委嘱する。

(2) 委嘱期間は、委嘱を承諾した日から当該年度末までとする。

### 第4 派遣対象事業等

(1) 条例第2条第6号に掲げる公共的施設等の新築又は大規模な改修等（以下「施設の整備等」という。）の工事

(2) 福祉のまちづくりに関する講習会、研修会等（以下「講習会等」という。）の実施

### 第5 業務内容

アドバイザーは、派遣の対象事業等に応じ次の業務を行うものとする。

#### (1) 施設の整備等

基本設計や実施設計に際し、条例に基づく基準の設定の考え方、施設づくり等について、実地に指導、助言を行うものとする。

#### (2) 講習会等

公共的施設等の整備、専門的知識を有する人材の育成、福祉のまちづくりの必要性及びそのあり方等について講義等を行うものとする。

### 第6 派遣の時期等

派遣の対象に応じ、次のとおり派遣を行うものとする。

#### (1) 施設の整備等

1件につき、原則として1回とする。

#### (2) 講習会等

1件につき、1回とする。

### 第7 費用負担

アドバイザーの派遣に要する費用は、北海道が負担する。

### 第8 守秘義務

アドバイザーは、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

### 第9 その他

福祉環境アドバイザー派遣事業の実施に関しては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成10年4月14日から施行する。

2 福祉環境アドバイザー設置要綱（平成4年7月8日施行）は、廃止する。

附 則 改正後の要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、平成30年5月7日から施行する。